

柵原学園での基本的な校内ルールについて

本校では、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる学校、保護者・地域の皆様から信頼される学校をめざして、コンプライアンス（法令遵守）の見地から、不祥事防止や情報管理等について校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めています。保護者の皆様にもご理解・ご協力をいただきますよう、本校の校内ルールをお知らせします。なお、いろいろなお問い合わせ、ご相談の窓口を教頭にしておりますので、いつでもご遠慮なくお尋ねください。

【1】情報管理について

- (1) 児童生徒の個人情報に関わる書類や電子データの校外持ち出しは、原則として禁止する。
- (2) 個人情報を含む文書や電子媒体等は、机上に放置しない。
- (3) 個人情報を教職員個人のパソコンやUSB等に保存しない。

【2】児童生徒との連絡時における携帯電話またはメール・ライン（LINE）・SNSの使用について

- (1) 教職員が児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得したり交換したり、児童生徒の携帯電話に電話やメール、LINEをすることは禁止する。
- (2) 教職員が児童生徒に連絡をする必要がある場合は、原則公用の電話を使用し、保護者を通じて連絡することとする。
- (3) 児童生徒の安全確保を図るため等、やむを得ず生徒の携帯電話の番号等を取得しなければならない場合、必要最小限とし、原則として事前に保護者及び校長の承諾を得る。緊急時であってやむを得ない場合は、事後に報告する。また、取得した個人情報については適切に取り扱う。
- (4) 保護者等から緊急に教職員の連絡先の問合せがあった場合は、教職員から折り返し連絡するようにする。

【3】児童生徒との面談や相談、個別指導について

- (1) 生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、あらかじめ生徒名、指導目的、場所等について管理職や他の教職員に告げてから行う。
- (2) 原則として、複数の教職員により対応する。やむを得ず、1対1で面談等をする場合は、部屋の窓や扉を開けるなど、密室状態にならないように配慮する。
- (3) 個別の相談や進路相談、生徒指導上の指導を行った場合は、必ず文書で記録を残す。また、指導内容については、管理職や他の教職員に報告し、職員会議等で共通理解をする。
- (4) 指導にあたっては、児童生徒の気持ちに寄り添う指導に努め、生徒指導上の問題行動には毅然とした対応をする。ただし、児童生徒を尊重する意識を忘れず、児童生徒に対する言動には十分注意を払う。いかなる場合も体罰は許されない。
- (5) 原則として、校内または保護者在宅の生徒宅で実施する。やむを得ず、保護者が在宅していない状況の児童生徒宅で実施する場合は、予め日時を連絡し保護者の許可を得る。

【4】教職員による児童生徒の送迎について

- (1) 児童生徒の安全を確保するため、教職員の自家用車には児童生徒を乗せない。
- (2) 緊急やむを得ず、児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合は、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

【5】公金及び学校徴収金等の取り扱いについて

- (1) 教材費や部活動費等の学校徴収金を扱う場合は、一人で会計事務を行わず、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理する。学校徴収金は公金と同様の意識で取り扱う。
- (2) 当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成する。残金が発生した場合、最終学年においては卒業式までに保護者宛に返金、他学年においては次学年への繰り越しを基本とし、その旨を決算書に記載する。
- (3) 各学期末に管理職による会計監査を受ける。また、年度末には保護者代表による外部監査を受ける。
- (4) 学校徴収金未納者については、担任・会計担当者・管理職が連携して早期納入完了を実現する。学校行事の集金は行事実施前の完納、給食費・教材費については支払期日前の完納が必須である。いかなる場合も学校からの立て替えはできない。

【相談窓口】

美咲町立柵原学園 教頭 忠政 彰浩
美咲町教育委員会 教育総務課

TEL (0868) 64-0001 FAX (0868) 64-0011
TEL (0868) 66-2873